へ　広島岩国道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			大　竹	大竹ジャンクション
		大　野	339.806	388.350
	廿日市ジャンクション	350.000	679.612	728.156
廿　日　市	100.000	350.000	679.612	728.156

大型車

			大　竹	大竹ジャンクション
		大　野	485.437	582.525
	廿日市ジャンクション	500.000	970.874	1,067.962
廿　日　市	150.000	500.000	970.874	1,067.962

特大車

			大　竹	大竹ジャンクション
		大　野	1,165.049	1,359.224
	廿日市ジャンクション	1,200.000	2,330.098	2,524.272
廿　日　市	350.000	1,200.000	2,330.098	2,524.272

ただし、平成26年４月１日から平成36年３月31日までの間において、ＥＴＣ車については、次表のとおりとする。

普通車

			大　竹	大竹ジャンクション
		大　野	238.096	221.400
	廿日市ジャンクション	115.620	319.800	337.020
廿　日　市	61.500	238.096	476.191	398.520

大型車

			大　竹	大竹ジャンクション
		大　野	333.334	365.310
	廿日市ジャンクション	190.773	527.670	556.083
廿　日　市	101.475	333.334	666.667	657.558

特大車

			大　竹	大竹ジャンクション
		大　野	711.495	608.850
	廿日市ジャンクション	317.955	879.450	926.805
廿　日　市	169.125	637.080	1,198.575	1,095.930

(注)　上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－３の自動車の車種区分をいう。

ト　一般国道３号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））（以下「八代日奈久道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		日　奈　久
	八　代　南	142.858
八代ジャンクション	190.477	285.715

普通車

		日　奈　久
	八　代　南	190.477
八代ジャンクション	190.477	380.953

中型車

		日　奈　久
	八　代　南	238.096
八代ジャンクション	238.096	476.191